

○議長（米澤秋男君） 通告4番、13番新田博志君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。13番。

〔13番 新田博志君 登壇〕

○13番（新田博志君） 13番新田でございます。ちょっと体調不良なものでして、先ほどから何度も席を立てて御迷惑かけております。申しわけございません。

それでは、通告に従いまして3点ほど質問させていただきます。一つ、土づくりセンターについて、一つ、今後の指定管理者制度について、一つ、鳥獣被害対策についてと、3点お願いいたします。

土づくりセンターについて、まずお伺いいたします。

ある町の同様の施設が、4年以上休眠状態にあるという話であります。我が町と同様に、JAに指定管理者制度を利用して任せるところ、赤字額が大きくなり、休眠せざるを得ない状態になったようであります。先進事例にこのような悪い例がありますので、これを踏まえて我が町のことも考える必要があります。

そこで、現在の進捗状況や、認可が、何かいろんな話を伺いますので、認可がおりているのか。JAとの指定管理の協定内容、将来の見通しなどについて、町長が推し進めようとしている安全・安心な農業政策にかかわることでもありますので、ぜひお伺いいたします。

二つ目、今後の指定管理者制度についてですが、これは1番ともかかわりありますが、先年、議会の先進地視察でもいろいろ学んできましたが、やはり我が町としても、今後の展開としては、指定管理者制度を推し進めていくという方向性だけは間違いのないことだと思います。

前回、残念ながら、体育施設の管理指定に関しては否決になりました。これは施設管理の業績のない団体に任せるには量も額も多過ぎるという議会の判断が働いたためだったと思います。これは指定管理制度に対する反対ではなかったのではないかと思います。

しかし、これに懲りることなく推し進めていくべきだと思います。そこで、今後の指定管理者制度推進の計画についてお伺いいたします。

3番目、鳥獣被害対策について。宮崎地区で問題になっておりました猿による被害について、収穫時期になってからでは遅いと思いますので、対策をどうしているのかお伺いしたいと思います。よろしくお伺いいたします。

○議長（米澤秋男君） 町長。

〔町長 佐藤澄男君 登壇〕

○町長（佐藤澄男君） 新田議員から三つの項目について質問をいただいております。

まず、土づくりセンターについての御質問がございました。

御案内のとおり、この施設の重要性につきましては、もう既に本議会でもいろんな議論がなされておまして、そのような観点から、現在の地区に建設をするということに決定をしたところでございます。

この全体計画でございますけれども、18年度から20年度まで堆肥発酵施設の整備、21年度に尿処理施設の整備というふうに計画されているものであります。これにつきまして、その許可がまだおりてないんじゃないかというような御心配であります。これは、この施設についての建築の建築確認業務、これ、例の耐震不足があったということで建築許可の法律が変わったわけです。この関係で、この建設許可の確認、要するに認可、許可がまだおりてないという状況でございます。急ぐようにお願いをしているんでありますけれども、したがって、この繰り越し措置をさせていただくということで、本予算でもお願いをしているところでございます。しかし、その方向は変わらないわけございまして、これを20年度は、この繰り越し事業と20年度の分の事業費、これで堆肥発酵処理施設の整備を完了するというところで、これについては21年4月から本格稼働を目指すというふうにしております。

また、この指定管理者、要するにJ Aとの協議の問題でありますけれども、これも、去年の3月の段階でしたか、この協定をJ Aと結んでおるわけございまして、今後のスケジュールといたしましては、土づくりセンターの条例の制定、第三セクターの設立、指定管理者の指定と、そして最後に協定書の締結というような段取りで、20年度内にこれを完了させて、4月からの稼働に向けてやっていくということになるわけであります。

いろいろ事例がございまして心配されている向きがあるようでもありますけれども、このセンターを、要するに建てればいいということじゃ決してございまして、この堆肥センターを核とした新たな農業の生産の基地とする、そういう位置づけを持って進めておるところございまして、ここから農産物のブランド化を目指したいという、そういう考えで進めておりますので、よろしく御理解をいただきたいというふうに考えておるわけであります。

続きまして、二つ目の御質問は指定管理者についてということであります。

さきの12月の議会で提案をした指定管理者の案件が否決をされたということで、これに懲りることなくというようなことでございますけれども、懲りる話ではないわけございまして、議会にも既に何度も、指定管理のこの重要性と申しますか、これからの公共施設を管理運営していく上で、行財政改革と相まって一番有効な手段としてこれを進めていくという合意のもと

に来ておるわけでありますから。

ただ、質問の要旨にあるわけでありますけれども、実績のない団体に任せるといふことにくくりで総括されておるようでありますけれども、私は決してそうじゃないだろうというふう
に思っております。ということは、実績のない団体といいますか、そこに上がってきて、町が
これが適当だということを提案をしたわけでありますから、それは、その自由な解釈かもしれ
ませんが、私の方としては十分な準備をした上での提案であったということでございま
すので、御理解をいただきたいというふうに思います。

今後の指定管理者制度推進の計画ということでありますけれども、これまでの導入状況で
ございまして、20年3月1日現在で公の施設 164ございまして。このうち指定管理者による
管理を行っている施設が40ございまして。これは集会所が半数近くあるんでありますけれども、
そのほかにやぐらいの施設群八つ、宮崎の温泉施設などが四つ、そのほか農産物直売施設、山
村活性化支援センター等々、パークゴルフ場も入れてこの数になっております。

今後のことでありますけれども、体育施設の関係については改めて提案をすべく、今その準
備をしているところでございまして。また、地区公民館への導入も予定をしているわけであり
ますけれども、いずれにいたしましても、この指定管理者というものについての、議員各位はも
う既に御案内でありますけれども、地域の人たちにいかに理解をしていただくかということが
一番大事な要件だろうというふうに思っております。これを導入することによってサービスが
低下するということがあることはならないわけで、毎度私もお話しさせていただいておる
んでありますけれども、この施設を通して身近にその地区の人たちが活用できる、そういうシ
ステムをつくること、これが一番肝要なことだというふうに思っておりますので、その努力も
してまいりたいと思っておりますので、どうぞ議員各位におかれましても、その周知方もお願いを申
し上げたいというふうに思っております。

3番目の鳥獣被害対策でございまして、御案内のとおり、最近の、特にニホンザルの
ことでありまして、この生息状況につきまして、宮崎群れと呼ばれる田川左岸の山沿い
に一群れ確認をされております。また、小野田の群れと呼ばれる漆沢ダム上流の一群れと、そ
れから国道 347号を中心とした鳴瀬川上流にもう一群れ、要するに都合三群れ —— これは一
つの単位は大体40から80くらいの頭数だというふうに言われております —— が確認をされ
ているということでございまして、これは幸いに人的な被害に遭ったという事例は聞いてない
わけでございまして、人家近くのシイタケ、あるいは一般作物等の被害も確認をされて
おりまして、これが年々拡大をしている傾向にあるということでございまして、17年度から町

では、宮城県ニホンザル保護管理事業計画をもとに加美町のニホンザル保護管理事業実施計画書を策定して、被害の対策を実施しているところです。

具体的には、シイタケに原木に覆いをした方がいいんじゃないかというようなこと、あるいはラジオ等による効果音、ロケット花火、爆竹による追い払い、銃器による威嚇など、さまざまな試みを行っているところでもあります。また、被害防止対策に関するチラシの配布、効果の高い花火の無償配布を行うなど、地域ぐるみの対策を今呼びかけているところでございます。

人間でいえば、言って聞かせれば大体わかりそうなものでありますが、相手が猿なもんですから、なかなか実質効果を上げるということには至ってない。難しい状況にあるということも御案内のとおりでございますけれども、これはもう全国的に、この鳥獣被害、猿に限らずですね。私も初めてわかったんですが、国で鳥獣被害といいますと、海岸におけるアザラシとかトドとか、ほかのあれを言いますと、そういったものも含んだ鳥獣対策と、こういうことだそうでございます。これを国においては、この深刻な被害を踏まえて、被害防止対策の抜本強化を図るという意味から、鳥獣被害防止のための特措法が成立をしたところでございまして、今後は県、関係機関と連携を密にしまして、地域ぐるみでこの被害対策協議会などの組織づくりも視野に入れて、この課題に備えていかなければならないというふうに考えているところでございます。よろしく御理解をいただきたいと思っております。

○議長（米澤秋男君） 13番。

○13番（新田博志君） 1番と2番と管理する方のことについてちょっと聞いておりますので、1、2番一緒になると思いますけれども、この指定管理者制度が導入されました。それで、その相手が企業の場合は余り皆さん心配もないのかなと。一番は、まずもって三セクとかNPOとかという団体のときに、果たしていろんな心配が出てくるのかなというのがあります。民間事業者とは言えない従来の外郭団体や財団法人、NPO、三セクが管理者となっている場合に、破綻というような事態も避けなければならないこと、考えておかなければならないということだと思っております。

いずれにしても、本来の趣旨からいって、町民にとって施設利用におけるサービスが向上したのか、あるいは管理者の経営状況はどうなのか、特に営利事業を伴う施設においては、現状の利用料金や補助金は適正なのかなどを常に行政として検証する必要があるということでもあります。それで、検証が協定期間内において随時必要かと考えております。行政の責務として、計画どおり運営されているのかななどを管理者との定期的な協議が行われているかということ、行われるのかということ、これから検証していかなければならないと思っております。

それで、もう一つ気にかかるのが J A なんですけれども、その J A という団体と協定を結んだ。最初予定していたのより余計かかりました。これもやっぱり町として補てんするのでしょうか。この辺が、この協定の内容が対 J A の場合は何か極めて難しいのかなというところがあります。私は、J A さんにも責任を持ってやっていただくためにも、最初決めた金額でぜひとも指定管理をやっていただきたいなど。その辺を協定にぜひ盛り込んでいただきたいと思うわけであります。

行政と指定管理者の間では協定書によってそれぞれの役割が示されているんですが、しかし、この協定書というのは、どちらかといえば行政側のペースで作成されているということもあって、行政側の情報開示の不備などが主だと思んですが、実際管理や事業に携わって、こんなはずではなかったというケースも想定されます。また、予想以上の経営悪化を招いた場合などに、期間中途での指定返上ということはどうなのかという心配もあるわけであります。

こんなことがあって、実は4年以上休眠にあるという施設があるのでありますが、本当にこの土づくりセンターのようなところで成功しているのは長井市以外ないんでないかというくらい、意外と実態は成功してない自治体が多いということを耳にしております。ですから、この J A との協定につきましても、要するに、こういう三セクや N P O や J A などの指定の受け皿となるべき企業や団体がですね、新たな公共というものを自覚して、協働のまちづくりというものに積極的に参加しようという意識が、お互いに共存してないと失敗する事例が多くなるのかなということがあって、今までの指定管理のよその自治体での失敗というのはそういうことが多かったのかなと思うのであります。この辺のことについて町長にもう一度お聞きしたいと思います。

それから、猿の被害に対してであります。今、山形・福島・宮城3県の関係団体で組織する南奥羽鳥獣害防止広域対策協議会というものがあまして、これでいろんな対策をやっているということがあるんですが、ここの関係はどうなっているんでしょうか、その辺についてもお教えいただきたいと思います。

○議長（米澤秋男君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） 指定管理に伴う再質問をいただきました。三セク、N P O の場合に、企業であれば安心だけれども、その場合の実績その他で心配があるんじゃないかというようなことであります。

確かにそういう面での心配ないわけではないわけですが、いずれにしても、これまで結んできた中では、薬口あるいは宮崎振興公社、これは、これまでの実績というか、町との信

頼関係でやってきた団体でございます。これからやろうとするところは、必ずしもそういうあれでないところも出てくるわけですし、これ心配といえば心配、切りがない話になるんだろうと思います。しかし、今、企業といっても、必ずしもそういう面で大丈夫かという、なかなか企業だから大丈夫だという言い方もできないところもあるわけです。問題、いろいろこちらで要望といいますか、旨とする仕事の内容、これを示すわけでございますけれども、それに対する提案が妥当なものであるかどうか、こういったことを踏まえて管理委託を結ぶわけです。そうした場合に、通常は3年くらいのあれでありますけれども、1年ごとの契約金額について等は更新というようなことになるわけですから、リスク的にはそういう面で万全を期して、チェックできるものであるというふうに理解をして進めていきたいというふうに思っております。

また、土づくりセンター、JAとのかかわりということが心配されているようでありますけれども、これは町とJAとの三セクをつくるという覚書を交わしております。その中で出資の割合、町が8、JAが2というようなことでの取り決めが既になされておるわけでございます。これに沿った、人的な配置を含めて、これから協定を結ぶということになるんです。

確かに、これまでのいきさつ等、ほかの例も含めて、言うなれば不信感というものも質問者にはあるんだろうというふうに思いますけれども、いずれにしても、おっしゃるとおり、協働のまちづくりを推進していくということになりますと、やっぱり町の考えというものもきちっとJAでも把握をしていただいて、この管理運営に当たっていただくということは当然のことでございますから、なお、その辺をきちっと話し合いを重ねて、遺漏のないようにしてまいりたいというふうに思っております。

そしてまた、さっき答弁した中であれでしたけれども、許認可の場合でございますけれども、処理業の許可申請に当たる管理組織において、これの資格を有する者がいなきゃならないということになるわけです。これにおいて、その講習を受けて試験に合格しておるといふ農協の受講済みの職員がいるという報告を受けておりますもんですから、これもクリアできるというふうに思っております。

いずれにいたしましても、おっしゃるとおり、この種の施設をただ遊ばせておくというのは全くの損失であるわけでございますから、これを逆に、先ほども申し上げましたように、核とした新たな農業生産基地の確立を目指していくということを前面に押し出して進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、猿の被害につきましてですね、南奥羽協議会ですか、鳥獣被害の防止協議会のことでありますけれども、この件については森林整備対策室長から答弁をさせたいと思っております。

○議長（米澤秋男君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（浅野恒昭君） 森林整備対策室長です。

先ほどの3県の対策協議会の件ですけれども、恐らく県単位での組織かと思えます。今のところ町としましては、地元、振興事務所の方の関係機関との連絡、指導等によりまして、猿対策、被害対策に当たっているという状況でございます。よろしく申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 13番。

○13番（新田博志君） これまでは、例えば部落の集会所とかなんとかっていう場合には余りもちろん問題がなかったのですが、どうしても、一連の薬口施設群に関しても、後で赤字出ました、補てんしましょうという話が当然出てきておりますね。そんな中で、今度のJAのやつに関しては、町が8対JAが2の第三セクターをつくるということになると、ますますJAの責任感がなくなると言うんですよ。私は、もう少しJAというものに対して責任を持ってもらったらいんじゃないかと。私、農家でないから言えるのかもしれませんが、もう少しその辺のことをぜひ考えていただきたいと思うんです。

それで、やっぱり米沢とかでやってたように指定管理の対策係のような一本化した係を置いて、常に協定の内容の見直し、検証などを年じゅうやってられるような部署をつくっておかないと、額が大きくなってからとかなんとかだけでは遅いと思いますので、常にチェックして、ハッパをかけるなりなんなりして、何とかきちんとやるような部署がぜひとも欲しいなと思っております。その辺についてもお答え願いたいと思います。

それから、猿の問題でありますけれども、これ、山形も福島も、この南奥羽鳥獣害防止広域対策協議会を事業主体として取り組んでいるというのが実態なんですね。それで、結局、受信機をつけたりなんなりっていう、そのノウハウとかに関してもかなり持ってるようなので、ぜひともそういうところとの連携とかなんとかっていうのをやっていただきたいなと。山形・福島・宮城の3県で組織するとなってますので県単位ではないと思うんですが、何でここにはそういう話が聞こえてこないのかちょっと不思議なものですから、ぜひとも室長におかれましては、何回も問い合わせて、できるだけ皆さんの役に立つようなシステムを構築していただきたいと思いますので、その辺についてまたお願いいたしたいと思います。

○議長（米澤秋男君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） 三セクにかかわる農協とのその協定をきちっと遵守させてやらなければならないということではありますが、極めて当然のことでございますし、もっと責任を持ってやるようにということ、そういう声を議会でもいただいたということも逆にありがたい話だったと

いうふうに思います。今後に生かしてまいりたいと思いますし、そのチェックする部署といいますと、現在は行政改革対策室、新年度から新たな機構になりますけれども、この問題だけに限らず、そういうチェック機能を果たしてまいる、そういうものにしていきたいというふうに考えております。

それから、東北地域の野性鳥獣対策連絡協議会、これ、先ほど議員からは南奥羽対策協議会というようなことがありましたけれども、今最新の資料が届いたんですが、野性鳥獣対策のあり方について、保護の要請が高まる一方、この被害が中山間地域を中心に拡大しているというようなことを受けまして、東北地域においても猿、イノシシ、シカの個体数、個体群の増加や行動域の拡大により農作物被害が拡大して中山間地域を中心に深刻な問題になっているということで、農水省及び地方農政局において、鳥獣害対策連絡会議等を設置して、県境を越えた広域的な連携のもとに、この対策等が検討、協議されているということでございます。早速これを県の関係機関に連絡を取り合いながら、これについての効果的な対策を講じられるよう努めていきたいというふうに思いますので、よろしく御理解いただきます。

○議長（米澤秋男君） 以上をもちまして13番新田博志君の一般質問は終了いたしました。

次に、通告5番、17番一條 寛君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。

〔17番 一條 寛君 登壇〕

○17番（一條 寛君） 通告に従いまして質問させていただきます。

まず初めに、県道小野田鳴子線の整備についてであります。

県道小野田鳴子線には危険な橋や未舗装区間、未整備区間等がありますが、小野田、宮崎地域から大崎市の川渡地域への最短ルートの重要な道路であり、整備をすることにより、より利用が促進されると思いますが、地域住民の生活及び今後の町の産業振興に果たすこの道路の役割をどのように考えておられますか。また、県及び町において計画されておるこの道路の今後の整備計画についてお伺いしたいと思います。

次、2点目に、農政改革の改善策を受けての町の取り組みについてお伺いいたします。

昨年12月21日、農水省は、昨年より日本農業の構造改革の加速と、WTOの国際規律にも対応できるようにということで、品目横断的経営安定対策、米政策改革、農地・水・環境保全向上対策の農政改革を実施してきました。しかし、現場から多くの問題点を指摘されたことを踏まえ、農政改革の着実な推進を図るため、3対策の見直しを決定いたしました。

今回の見直しにおいて、小規模農家への支援の推進など改善策がいろいろ講じられました。このことにより加美町の農業はどのようなよい影響を受けることになるかと考えておられます

か。また、米政策において当面の生産調整の進め方として、飼料米、バイオエタノール米などが生産調整にカウントされることになりましたが、トウモロコシ等の飼料穀物が高騰していることや将来金を幾ら積んでも輸入できなくなるおそれのあることを考えるとき、政府は飼料穀物の確保に戦略的に取り組む必要があると思います。

それはさておき、今回の生産調整の施策を受け、我が町の気候風土や休耕田対策、大豆の連作障害対策のため、さらには畜産が町の重要な産業であることを考え、飼料米生産を支援するための施策を講ずるお考えはありませんか。

3点目に、使用済みてんぷら油の再生化事業についてお伺いします。

今、全国的に官民を問わず、原油の高騰や地球温暖化防止のためということもあり、使用済みてんぷら油を回収し、バイオディーゼル燃料にする事業が盛んに行われております。「ごみの減量化」に役立つとともに、「循環型社会」の形成にとっても有益だと思えます。我が町において使用済みてんぷら油を回収し、再生化事業を行う考えはございませんか、お伺いいたします。

○議長（米澤秋男君） 町長。

〔町長 佐藤澄男君 登壇〕

○町長（佐藤澄男君） 一條 寛議員から3点について御質問をいただきました。順次お答えをさせていただきます。

まず、県道鳴子小野田線の整備についてということで、北川内行政区内の川渡に抜ける道路、この整備についての町としての取り組みはどうだということでございます。

その前に、この県道についての認識でありますけれども、この路線につきましては、国道347号線、小野田の原町から宮崎地区を経由して、国道47号、いわゆる大崎市になりましたけれども、鳴子川渡地区に通じております。地域連携の基盤となり、地域発展、地域間交流に大きな役割を果たす路線であると認識をいたしております。

町といたしましては、これまでも大崎市、山形県の最上町と3自治体で道路改良促進期成同盟会を結成して連携を図って、この早期整備について、県の土木部、大崎土木事務所などへの要望活動を行ってきているところでございますが、県の厳しい財政事情から進んでいないと。今の状況の見てのとおりでございますけれども、その状況にあります。また、道路特定財源諸税の暫定税率が本年3月末をもって期限切れとなった場合には、今後10年間の土木行政推進計画に大きな影響が生じます。つまり、工事の休止あるいは大幅な遅延ということはもとより、ほかの分野にも影響が甚大であるというふうに認識をいたしております。

このような状況下で、北川内の行政区内の未整備区間ということでございますが、昨年の11月末でございましたが、行政区長さんと役場、要するに建設課、宮崎支所の担当が同行の上、大崎土木事務所に対して直接現場に来ていただいて、この要望を行ったところでございます。その折でございましたが、側溝等の維持、工事的なものについては実施していきたいというお答えをいただいたのでありますが、要望区間の全面改良ということになりますと、土木行政推進計画、これにまだこの路線がのせてもらうまでに至ってないわけです。

御案内のとおり、いろんな道路の問題についての批判もあるわけでありましてけれども、結局、国が進めるもの、県が進めるもの、いろいろこの順序というものがあるわけでございます。この推進計画にまだのってないということで、早期の整備が難しいという状況にあるわけです。そうは言っても、この路線の重要性は先ほど申し上げたように認識をしておりますから、今後も県当局に対して、3年ごとに見直しがされる土木行政推進計画への取り組みについて、さらに要望活動を行ってまいりたいというふうに考えております。御理解をいただきたいと思っております。

2番目の農業改革の改善策を受けてということで、これは日本全体のことでございますけれども、我が町にも非常に大きなかわりがあるということで、タイムリーな御指摘をいただいたというふうに思っております。

御案内のとおり、19年度から導入された品目横断的経営安定対策につきまして、農水省は、この加入要件、20年度からですね、面積要件について、市町村の判断を尊重して弾力化するということを示されました。この要件というのは、認定農業者であれば4ヘクタール以上、集落営農では20ヘクタール以上が必要とされているということでございました。この要件の見直しについては、20年度からは地域水田農業ビジョンに位置づけられ、市町村が認めた認定農業者や集落営農であれば小規模高齢農家でも品目横断的経営安定対策に加入できるということにして、その特認措置の判断は市町村にゆだねるということであります。

でありますけれども、結論から申しますと、さきに、あれは1月中だったと思っておりますが、2月になってからかな、1月末か2月初めだったと思っておりますが、20年度の生産調整に向けた町の水田農業推進協議会では、19年度同様の経営規模として、この面積要件緩和は行わないということにいたしました。ということは、現状においてこれを認めるということになりますと、組織がもう1年経過をして走り出しておるわけです。これに、これを認めるということになりますと、その集団そのものが崩壊するおそれ、危険性があるというふうに判断をしたからでございます。いろんな懸念があるわけございまして、このような町として取り組んでいくことに

確認をさせていただいたところでございます。

また、飼料の稲生産、飼料稲でございますか、これについての御質問もございましたけれども、生産調整につきましては、これまでもより生産性の高い作物生産に取り組んできたところでございますが、飼料の高騰等で厳しい経営を強いられている畜産経営に寄与するためにも、耕畜連携の水田活用という観点からも、稲発酵粗飼料、いわゆるホールクロップサイレージや飼料米の生産、あるいは飼料用の稲の種子生産ということへも取り組んでいいことになりました。生産面積で申しますと、ホールクロップサイレージが21ヘクタール、飼料米で14.3ヘクタール、種子生産 2.5ヘクタール、この分野においては合計して37.9ヘクタールを計画しておるところでございます。

いろんな問題がここにあるわけでありまして、このホールクロップサイレージの生産する機械などにつきましては、J A加美よつばが事業主体となって、国庫事業によってこの飼料用の専用機械1台を導入して、これを展開していくという計画であります。飼料米につきましては、全農と契約して家畜飼料として供給されるということになっております。また、種子生産についても、東北地方の種子生産拠点として、日本草地協会から委託を受けてこれを生産するということにしております。これは現在も種子が不足しておるわけでありまして、21年度以降も拡大が見込まれるこの飼料稲等の生産に対応していきたいということで、これは下多田川の種子センターを予定しているという計画であります。

ただし、この飼料用稲生産について課題も大変多いわけございまして、直播もできない、まだ技術的に確立されていないというようなこと。収量面で反当1トンという理想の数字があるわけでありまして、家畜の嗜好と合うかどうかという問題、食用米と同様に育苗、移植などした場合、生産コストがどうしても高くなるというようなこと、それから販売価格が現在の見通しですとキロ当たり30円にしかないというようなこと、まだまだ不透明な部分が多いのが現状でございます。技術の開発も含めて、もう少し県のこれからの開発の見通し、あるいは関係機関でどういう技術の革新などができていくのか、こういったものも見定める必要があるんだろうというふうに思っております。いずれ、こういう制度ができたということでございますから、ことしの計画を踏まえて、将来の展望もしっかりやった上で、奨励できるものは奨励してまいりたいというふうに考えております。

また、3番目、使用済みてんぷら油の再生化事業についてということでございます。

これ、特に昨今、寒いせいもございましたけれども、その折に原油の高騰ということで、さまざまな社会問題を生み出しているところございまして、化石燃料の枯渇、言うなれば地球

環境の悪化まで、幅の広いものに問題になっているわけです。これに関連して、てんぷら油などを再利用してディーゼル燃料を精製するという技術ができてきておるわけでございまして、一部の自治体や企業等で既に導入をされているという例が見受けられるようになっております。

これは、加美農の「パイロットの四季」という広報紙があるんですが、この中にも一部、「環境問題は農業高校から」ということで、「BDFに挑戦」というようなことで、この精製をして、これを実用化というか、トラクターに使ったという事例が紹介をされております。ちなみに、「この燃料でトラクターを動かしたらてんぷらのいいにおいがしました」という生徒のほのぼのとした感想が載っております。こういうような状況にもなっております。

確かにバイオディーゼル燃料というのは、軽油と比較して硫黄酸化物が排出されないなど、地球に、環境にやさしい燃料として期待されているわけでございまして、いろんなメリットも考えられるところです。しかしながら、現時点で精製においてのコストの問題、従来の化石燃料と比べますとかなり割高になるというのも事実でございます。経済性に見合わないという場合がほとんどのございます。

言うなれば、設備の小さいこういう実験的なやり方は可能だとしても、それを全体でというか規模が大きくなる場合には、より大きな設備投資が必要だということにもなってくるものでございまして、バイオマス資源は地域に広く分散していることが多いわけでございまして、回収して歩く、それからこれを運搬するということに新たな今度別のコストがかかってしまうということもその原因だろうというふうに思っております。

この再利用で代替燃料ができるということはすばらしいことではあるんでありますが、現段階において、導入のための費用、維持費用、加美町のような小さい自治体が単独でこれを負担していくということの問題につきましては、議員の提言をしっかり受けとめることは大事なことだと思っておりますけれども、今の段階での難しさがここにあるというふうに思うわけでございます。これも、あわせて国の研究機関などに対してのですね、さらにその実用化に向けた研究、もし必要であれば、そういうものの実験の段階で必要とあれば、町でそういう実験する機関なども誘致をするというのも近道かなというふうに思います。思いますけれども、これもこれからのその技術の進歩、こういったものに期待していかざるを得ないということでございます。しっかりその提言というものを受けとめて、今後に活かしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

○議長（米澤秋男君） 17番。

○17番（一條 寛君） 県道小野田鳴子線の整備については、県の推進計画の中にまだのってな

いということだそうですけれども、この県の推進計画にのらないと何十年たっても要するに整備されないというふうなお話も聞きます。今後、さっきの地球温暖化の問題も含めて、森林の重要性というのはますます重要になってくると思いますし、バイオエタノールのことを考えても、森林資源の活用という、あの地域、森林に囲まれた地域でありますので、そのことも考えましても、県に対して、そういうことも踏まえて、強くこの推進計画にあの路線の整備計画を計画していただけるよう推進お願いしたいと思います。

それから、飼料米の生産についても、なかなかいろんな問題点があるということも、いろんな調べて私もわかりましたが、本当に種もみが不足しているということ、今町長もお話しされましたけれども、栽培方法がなかなか確立してない。飼料用トウモロコシが上がったとはいっても、飼料米の約5分の1か6分の1という、価格においては飼料米が絶対的に今のところかなわないという、そういう中で本当に今後いろんな栽培方法の研究とかいろいろ進むと思うんですけれども、町としてはそのような情報等をきちっと農家に提供していただければと思います。飼料米、本当に未整備の田んぼでもできるという、排水の悪い田んぼでもできるという、いろんなほかにないメリットもありますので、その辺も考えていただきたいと思います。また、やるかやらないかというのは、また各農家の判断という部分もありますので、まず、この飼料米生産が生産調整にカウントされるようになったという、今回、見切り金という形で3年間やることによって5万円の奨励金が出るという、その辺の情報もきちっと農家に伝えていただく必要があるんじゃないかというふうに思います。

また、てんぷら油の回収については、確かに技術的には台所でもできるというふうに言われてます。てんぷら油にメチルアルコールとか苛性ソーダを加えると簡単にできるという。ただ、プラントとして導入する場合、お金かかるんだと思います。また、いろんなやってる自治体なんかの話でも、回収コストが非常にかかるということで、回収の仕方をどうするかという、スーパーとかいろんなところをお願いしながら、各住民の方、町民の方にそこに運んでいただくことにより回収コストを下げるといふ……。それに、地球温暖化を考えれば、我が町で再生化事業までやらなくても、回収だけでもやって、そういう形で回収のコストをかけない形での回収をやって、今実際やっている事業者とかに供給するというような方法も考えられるのではないかなというふうに思います。

また、21年4月から、さっきの町長の施政方針演説の中で、大崎地域全体で紙製容器包装と古布の分別回収が始まるわけですけれども、このてんぷら油の回収についても、大崎広域、広域事業として取り組めるように、そういうところでも提案されたらというふうにも思います。

よろしく申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） いずれも建設的な御提言をいただいたと受けとめさせていただきます。

森林資源とあわせた道路の必要性ということ、これも一つの売りになるのかなという思いで聞いておりました。こういう思いをしっかりと伝えて、計画にのせてもらうように努力をしたいというふうに思っております。

それから、飼料米に関すること、情報はいち早く行政で吸い上げることが可能だというふうに思いますので、農家に向けて、このメリットを踏まえて生産性の向上に寄与できるようにしっかりと受けとめていくということ、それから生産調整のカウントされることになったということの周知も十分にしていきたいと思いますというふうに思います。

また、コストダウンで、てんぷら油、もっとやりようがあるんじゃないかということ、ごもつもの御意見と伺いました。一つのごみ分別関係で言いますと、これは大崎広域の問題でもございますから、折に触れて御提案をさせていただきたいというふうに思います。

なお、これからもいろんな問題が出てくるだろうと思いますけれども、折に触れて御指摘、情報をいただければありがたいというふうに思います。どうもありがとうございます。（「終わります」の声あり）

○議長（米澤秋男君） 以上をもちまして17番一條 寛君の一般質問は終了いたしました。

○議長（米澤秋男君） 通告6番、8番沼田雄哉君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。8番。

〔8番 沼田雄哉君 登壇〕

○8番（沼田雄哉君） それでは、通告に従って2点について町長と教育長の考えを伺います。

まず、一つ目として指定管理者制度の効果と今後の取り組みについてということで、この件については先ほど13番議員が既に触れております。重複するところについては回答を省いていただいで結構でございます。

指定管理者制度の対象になるのは公共施設の中で公の施設と言われるもので、町民の福祉増進を目的として住民の利用に供する施設ということで、図書館、公民館、福祉施設、あるいは体育施設など、私たちの身の回りにあるほとんどの公共施設が公の施設ということになります。この制度導入の目的には、住民のサービス向上と管理経費の縮減が挙げられております。

加美町においては、平成17年の4月から随時指定管理者の導入がなされ、現在、40の施設において委託運営がなされています。集会所的な施設、あるいは福祉関係の施設、あるいは宿泊

を伴う観光施設等、大変多岐にわたっています。これまで指定管理者の導入をしてからどのような効果があったと判断しているのか、金額的な面も含めてお願いしたいと思います。

また、加美町管内には 164の公の施設があるわけですが、今後、指定管理者導入についてどのように取り組んでいくのか。

昨年の12月定例会において、先ほど13番議員からお話がありましたけれども、体育施設の指定管理者導入に伴う案件が否決をされました。このようなことから、公民館等社会教育施設の指定管理者導入を生涯学習的な面からも慎重にしなければならないと思っています。特に公民館については地域コミュニティの中心になるところであります。地域の方々の納得いく説明をして指定管理者の導入に移行すべきと考えます。そこで、地域住民に対する周知はどこまで進んでいるのかもあわせて伺います。

二つ目として、中学校の再編についてであります。

このことについては、現在、保護者並びに地域住民の間で話題に上っています。また、いろんな反響を受けているところであろうかと思えます。加美町の大きな課題であります。統廃合には、どちらかというとな身近な学校が消えるというマイナスのイメージが先行します。しかし、現実には統廃合を機に特色ある事業を始める学校も多いのではないかと思います。住民との連携を深め、地域を見直すきっかけになった自治体も多くあると聞いております。何よりも子供たちが多くの友達があつたと喜ぶ姿が一番ではないかと思います。

加美町の現状については、皆さん御承知のとおり、少子化の進行により小・中学校の小規模化が一層進むことが予想されております。小規模校は、きめ細かな指導ができる、親密な人間関係が構築されるといったメリットがありますが、反面、競争意識が不足し、学習面や体育面でのレベル向上に不利がある。また、全体的に競争意識が低調となり、部活動においても生徒数が少ないため制限が加わるといったことが専門家の間で言われております。統合することによって子供たちの教育環境が向上するのであれば、地域住民の理解を得て、早い機会に統合を図る必要があるのではないのかなと思えます。ただ、早い機会といっても準備期間が必要かと思えます。これが1年後に可能なのか、あるいは2年後に可能なのか、あるいは3年後に可能なのかは、いかにして地域住民の理解を得るかが今後の課題ではないかと思えます。

そこで、現在、小野田中学校と宮崎中学校の統合を平成21年4月を目標にPTA関係者等へ問い合わせをしているようですが、反応はどのようなものか。また、どのような意見があるものか。また、それに伴って今後どのように進めようとしているのか伺います。

次に、統合した場合にどちらの校舎を利用するのか、また、あいた跡地をどのように活用す

るのかといったことも並行して進めるべきだろうと思います。仮に統合したとき、片方の校舎があいてきます。これを3年も4年も放置をすれば地域の停滞を招くわけですから、やっぱり統合させるのではなかったという意見が出てくるのではないかと思います。このようなことから、統合はいかにするか、校舎としてどちらを使うか、跡地をどのように活用するのか、これらを並行して進行させなければ地域住民の理解も得られにくいのではないのかなと思います。このことについてどのように考えているのか伺います。

○議長（米澤秋男君） 町長。

〔町長 佐藤澄男君 登壇〕

○町長（佐藤澄男君） 沼田議員からは、指定管理者制度の効果と今後の取り組みについて、もう一つは中学校の再編についてという二つの質問をいただきました。これは多分に教育委員会にかかわる二つの問題だというふうに思いますが、アウトライン、私としての考え方をまず申し上げて、あと教育長の答弁に譲りたいと思います。

まず、公の施設にこれまで指定管理者制度が導入されているけれども、その効果はどういうふうにあらわれているかということでございます。

御案内のとおり、先ほども答弁をいたしたわけでありまして、主要な施設、必要、でき得るものから先にとということで、これまでも取り組んでまいった経緯がございます。このことについて評価というのは、常に1年ごとの統計というか、数字的なものも出すべきだというふうに思いますが、総じてこういう問題につきましても、その目に見えるものというものは時間がやっぱり必要なのかなというふうに思っております。しかし、先ほども答弁したように、行政改革の面でのそういう評価というものもきちっとしていくということに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

公民館等のこれからのことにつきましては、教育長の答弁に譲りたいと思います。

それから、中学校の再編についてということで、このことにつきましては、教育委員会において、その趣旨というものをきちっと掲げて、要するに適正規模の学校とはどういう姿なのかということの問いかけと同時に、現状として小野田、宮崎の生徒数の減少にかんがみて、これを早期に統合したらその効果も大きいだろうというようなことでの説明会を行っているというふうに聞いております。

そして、その場合に、今の質問の内容でございますけれども、再編した場合に、この跡地の利用というものはどういうふうに考えているのかということも地域住民の大きな関心事だろうという御指摘でございますが、まさしくそのとおりだというふうに思います。言うなれば、こ

これは跡地の利用も含めて教育委員会の権限の分野もございますけれども、当然、町長部局としての考え方というものがそこに主たるものになるだろうというふうに理解をされますけれども、今のところ、そこまでの、統合に向けての進捗を見なければ、まだそこまで先走って、その後何やというようなことの基本的な考えまで至っていないというのが現状でございます。考えられることとしては、これはいろんな手続的なことも必要と思いますけれども、例えばセントラル自動車、関連する企業等の進出が見込める場合であれば、その用地としても十分なスペースがあるだろうというふうには考えております。しかしながら、この統合の話が方向づけがならない限りは、その話までは行かないだろうというふうに思っているのが今の状況でございます。

いずれにしても、沼田議員御指摘のとおり、この方向というのは子供たちの将来に幸いするものでなければならないし、また地域社会にとってもこの方向が後々評価されるものでなければならないということについては同感でございます。どうぞ今後ともいろいろな御意見をお寄せいただきますようお願いを申し上げたいと思います。

○議長（米澤秋男君） 教育長。

〔教育長 伊藤善一郎君 登壇〕

○教育長（伊藤善一郎君） まず、沼田議員からの質問の指定管理者制度、殊に公民館等社会教育施設の指定管理者の導入、これについて御質問ございました。

これらにつきまして、従来ずっと教育委員会内部、殊に関係館長、所長等の集まり等で検討を進めてきております。まだ成案はできておりません、はっきり申し上げますと。ただ、考え方の基本といたしましては、宮崎、小野田、それから中新田の中心になる公民館は、これは当分後回しになるだろうと。地区公民館ですね、旭、それから賀美石、西小野田、広原、鳴瀬、こういうものについては可能な限り指定管理者制度を導入していきたいというような方向では進んでおるようです。ただ、ここでも、やはり公民館の性格からいたしまして、地域住民とのかわりの中で運営されなければいけないということが大前提でございまして、この大前提を崩すことなく進めていかなければいけないだろうというふうに考えております。

そのほかに、行革推進本部では公民館のほかに陶磁館、縄文館、墨絵館、陶芸館、これらが大体21年度から指定管理者制度を導入するというような方向で進んでいるようでございますけれども、それから25年度までに指定管理者の導入と管理形態の見直しを進めることになっております。こういうことから、公民館、図書館、交流センターについては平成19年5月に所管施設の状況調査を実施しております。また、10月23日と11月24日には状況調査の結果をもとに施設長会議を開催して協議しております。

先ほどの質問の中で生涯学習的な面からも慎重にしなければならないというような発言ありましたが、全くそのとおりでございます。六つの地区公民館のうち公民館単独の施設は、公民館として建てられた施設は西小野田、旭の2館だけで、あとの四つの公民館は、児童館であったり勤労青少年ホームであったり、就業改善センターあるいは多目的研修センター、農村環境改善センター等と併設されているものです。ですから、こういうふうなことからしますと、これらは単に公民館機能だけじゃなくて、それぞれの建物の持つ性格を消すことなく、指定管理者にどのように管理移管をしていくかという難しい問題もありますので、これらのことは担当部局とよく協議して解決していかなければならないというふうに考えております。

いずれにいたしましても、これらの施設につきましては公民館の本来の目的が達成できるような形にできるだけ整えて、そして指定管理制度の導入を図っていきたいというふうに思っております。

それから、中学校の再編についてということでの御質問ございました。現在、実はこれ、非常に大きな問題になっているわけですが、宮崎中学校、賀美石中学校と合併した当初の約半分の生徒数になっております。それから、小野田中学校においても半分の生徒数になっている。ですから相当に校舎そのものはお互い融通し合っていると。要するに融通し合うということは、余裕のある校舎になっているということでございます、なぜ統合しなければいけないかということにつきましては、さっき町長の方からも話ありましたが、適正規模の問題というふうなことがあります。

ただ、適正規模にすればいいのかということじゃないわけですし、私たちの町には中新田中学校という中学校があります。生徒数400人前後です。小野田、宮崎の生徒数を合わせましても350人しかならんということですね。350人しかならんということですね。そういうふうな状況の中で、同じ町に非常に不均衡な学校が三つ存在していると。一方は標準的な学校、あるいは片方は2学級もぎりぎりというようなことで、21年度の入学生になると宮崎は1学級編制の1年生ができて上がるということなんです。

教育委員会といたしましては、去年の10月の定例会で統合に向けてスタートしろというふうな指示が出されております。そのスタートするというのはいつごろなのかということ、できるだけ早くということで、21年の4月からというふうなことでの指示があります。私たちはその事務を進めなければならない立場でありますので、しっかりとそれに向かって進めているというところです。ですから、考えようによっては早過ぎるというふうな、いろんな……。説明会を持っております。関係する小学校のPTAの役員会、あるいは地区の婦人会、区長会、あるいは

は民生委員会等に説明会をいたしてきております。その中で、余り性急過ぎるんじゃないか、いろんな問題あって生徒間のことはどうなのかというふうな疑問も出されております。質問も出されておりますんですが、それらを解消するためにどうするかということで、いろんな手だてを考えております。

新年度からこれは実施していきますけれども、まず一番最初にやるのが、中学校2年生、1年生の交流というものを重点的に進めていきたいと、宮崎と小野田の中学校のですね。さらに、その管内にいる小野田地区あるいは宮崎地区の小学校6年生の交流もあわせて行っていくと、それも計画の中に入れております。そういうふうな形で、子供間の問題はほとんどないということなんですが、よく聞いてみますと、子供たちには何ら違和感がないんだと。現在でも例えばサッカー等の対外試合に、小野田と宮崎の1年生の学年単位のチームが編成できないということで、合同で編成してチームをつくって対外試合をしていると、こういうふうなことでございます。そういうふうなことから考えてですね、私たちは……。

なお、さまざまあります。教職員の組織、数、そういうふうなことも、よりよい学校づくりのためには十分こたえてやるというのが教育委員会としての立場だろうと考えております。ですから、それは少なくとも早いというお声は間々聞きます。間々聞きますけれども、いいことは一日も早くというのが私の考え方でして、いいことを一日延ばししてしまっただけのためにこうむるマイナスの分は補償できないわけです。可能な限りやっていきたいと。

殊に、現在、小野田、宮崎地区の小学校から、黎明中学校、あるいは新しくスタートします古川学園の中等部、中学校ですか、それから東北学院の中学部、ここへ行く子供たちが年々ふえてきているという現実があります。言うなれば、宮崎、小野田の中学校には魅力がないと、そういうことに通ずるんじゃないかというふうに思っております。その辺が改善されなければならぬということで、いろいろと今学校の、中学校同士検討させる準備に入っておりますので、それらを進めて新年度からできたらその協議を進めさせて、21年度の合併を、統合を果たしていきたいなど。そうすることによって、子供たちがより恵まれた教育環境の中で学習できるものというふうに思っております。

それでも、どうしても中新田中学校と比較いたしますと50名も少ない学校規模になるということで、中新田中学校はここ3年間ほとんど変わりません。130、130、130の学年単位の生徒数です。ですから、そういうふうなことを考えると、何ぼ少なくなっても390名ですが、小野田、宮崎が統合しても350には届かなくなるという、そういう数字がありますので、一日も早い統合で子供たちの恵まれた教育環境というものをつくり上げていきたいと。これは教育委

員会の意思でございますので、そうお答え申し上げておきたいと思ひます。

○議長（米澤秋男君） 8番。

○8番（沼田雄哉君） 一つ目の指定管理者の件については、先ほど13番議員がいろいろ聞いたわけですから、ここでは再質問なしでいきたいと思ひます。ただ、住民の福祉、住民のサービス後退にならないようにひとつ努めていただきたいなと思ひます。

中学校の再編の関係でありますけれども、中学校の必要性については、多分多くの保護者、地域住民の方が、いずれは必要だろうと理解を示しているのではないかと思ひます。ただ、現時点では、教育委員会で示している統合の時期、21年4月にいろんな異論といひますか、出ていろうというふうに入ひます。もっと準備期間が必要ではないのかといひたものであります。

理由として、小学校段階からの交流の場が以前にも増して必要ではないかと。それから、校名、学校名ですね、校歌、制服等に関すること、また心の準備など、1年後ではいかなものかといひた内容であります。ただ、さっき教育長さんの答弁を聞きますと、中学校1年生の交流も考えていると、また小学校6年生の交流も考えているといひたことでございます。まずこれはこの辺にしたいと思ひます。

次に、跡地の利用で、仮に統合が進んだ場合といひたことで話をさせていただきたいなと思ひます。私からの提言になります。これは1年後になるか2年後になるか、3年後に可能なものかこれわかりませんが、先ほど町長はセントラル云々の話出てきましたけれども、今の時点では何も申し上げられないと、これ当然だと思ひます。そこで、私のあくまでも提言であります。

東京エレクトロン、セントラル自動車の進出に関連して、昨年中に近隣の自治体、10の自治体ですけれども、これに対する企業立地推進本部なる庁内組織、これは名前はさまざまですが、設置されまして、定住促進やら関連会社の誘致に取り組んでこられたようです。1月18日、セントラル自動車の役員等3名が涌谷町、美里町、色麻町、大和町、大郷町にあいさつに訪れて入ひます。いろんなアピールが通じたんだらうというふうに入ひます。あいにく、このとき我が町には訪れなかったようであります。この後、1月21日、加美町ではセントラル自動車に関する庁内組織が設置をされましたが、若干これに関する出おくれといひますか、乗りおくれがあったんではないのかなというふうに入ひます。

自動車産業はすそ野が広いと言われて入ひます。関連会社の誘致に、また従業員の定住に多くの自治体が誘致合戦に名乗りを上げて入ひます。そこで、統合の跡地利用として、セントラ

ル自動車、この関連会社の誘致を図ってはいかがなものかなと。校舎、校庭を提供しますからどうぞ来てくださいといった行動を起こしてはどうなのかなというふうに思います。これが雇用の増加など地域の活性化につながってくるのではないのかなと思います。

この小野田中学校と宮崎中学校が仮に統合が進んだ場合に、どちらの校舎をこれ使うかわかりませんが、地理的には高速道路そして新幹線の沿線ではないわけです。また雪が多いかもしれません。地理的な不利はいっぱいあるわけですが、町長のトップセールスをもって熱意が通じればよい結果が出てくるのではないのかなと思います。このような地域が潤うような跡地利用策が実現するのであれば、地域住民の統合に対する理解が進展してくるのではないのかなと思います。また、これが町長の公約であります「富県戦略と連動したまちづくり」、これにもつながってくるのかなと思います。このことについて何かありましたらお願いしたいと思います。

○議長（米澤秋男君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） 具体的な例を引いての御提言と受けとめさせていただきます。確かに跡地利用の問題で先ほども思いつきで私も話したようなことでしたが、そういうことも十分頭に入れながら対処していかなければならないというふうに思っております。

そして、企業立地の関連で少し出おくれた感があるのではないかとありますが、たまたま新聞報道があつて、「加美町になして来なかったのや」というようなことの間い合わせもあったことも事実です。しかし、宮城県の担当とその前からもいろいろ情報交換をする、その後も出向いて情報の提供を求めたというようなこと再三ございます。その中で、いわゆる宮城県とセントラル自動車の正式な協定というのは、つい10日ほど前だったと思います。ということで、本格的に具体的な企業が進出するかどうかというのは全くこれからのことですが、その本体そのものは22年の4月から来るということの合意はできておるわけですが、1,300人ほどいる企業従事者の中でどれくらいがじゃあ宮城県に来る数なのか、あるいは住宅を求めるのがそのうち何人か、あるいは単身赴任者が何人かというようなことは、これからの詰めであるというふうに聞いております。

いずれにしても、こういった問題に対する取り組みというものは、きちっと情報網をめぐらして対処していかなければならないと思います。そういうことで、提言を受けとめておきたいというふうに思います。

ただ、そういう関連する企業を持ってくることが学校統合につながるというようなことの筋立てではなくて、私はむしろ逆に、そういう受け入れる素地、町の姿が子育てしやすい教育の

環境が整っている等々の、要するに環境の整備がどの程度なっているのかというのが逆に言えば向こうから見れば重要なことなのかなというふうにも思われます。そんなことも含めて、県の村井知事が提唱する富県戦略と連動したまちづくりということを私も頭の真ん中に置いていることもございます。そんなことで進めさせていただきたいと思いますので、また沼田議員も情報が、随分選択肢あるわけでございますから、いろんな情報をお寄せいただきますようお願い申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 教育長。

○教育長（伊藤善一郎君） 跡地利用については、これは教育委員会と協議するというふうな後の町長部局からの話がありましたんですけれども、専管事項ではございません。学校の設置者は町長なものですから、その設置者の指示に従って進めていくということで、今後の町の全体像の中でどういうふうな形にしたらいいのかということを検討していただければありがたいなというふうに思っております。

○議長（米澤秋男君） 8番。

○8番（沼田雄哉君） 今回の定例会におきまして、私を含めて3人がこの件に触れております。問題提起をしているわけですが、これを機会に多くの住民の方が子供たちのために前向きに議論を進めていくべきではないかと思っております。今回の私の発言が多くの方の議論するきっかけづくりになれば幸いです。以上で終わります。

○議長（米澤秋男君） 以上をもちまして8番沼田雄哉君の一般質問は終了いたしました。